

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年2月28日

| | |
|---------|------|
| 長野市監査委員 | 増山幸一 |
| 同 | 轟光昌 |
| 同 | 松木茂盛 |
| 同 | 高野正晴 |

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成21年度 包括外部監査 分

| 指摘事項 | 当初措置状況 | 平成23年度の措置状況 | 平成24年度の措置状況 | 担当課 | |
|--|---|--|--|--|------------|
| <p>2 公有財産に関する個別問題 (5) 財産取得等に関する書類が保存されておらず、財産取得等の経緯が不明である財産 ①財産取得に関する書類が保存されていない財産</p> | <p>【上里健康スポーツセンター】（報告書77ページ） 借入部分について経緯を明確にし、借入先を明らかにすべきある。</p> | <p>旧鬼無里村との合併の際の引継ぎ時に、本件について、確認・調査を行っていなかった。 今後、登記簿により調査した土地所有者に経緯等を聞き、現所有者を確定し土地賃貸借契約等の手続きを行う。</p> | <p>地籍調査事業の調査区域内であるため、当事業において所有者から「不存在の承諾」を得て、登記を抹消する。 (平成25年度登記完了予定)</p> | <p>地籍調査事業の調査区域内であるため、当事業において所有者から「不存在の承諾」を得て、登記を抹消する。 (平成25年度登記完了予定)</p> | <p>体育課</p> |
| <p>2 公有財産に関する個別問題 (11)所有権について疑問が存在する物件（所有権未確定地に関する事項を除く）</p> | <p>【長野運動公園】（報告書88ページ） 公有財産台帳兼公有財産異動報告書の日付は平成18年1月1日になっており、少なくともその時点では登記名義が長野市になっていない事実を認識していたはずであり、その後も放置されてきたことになる。相続で所有権が移転していたケースも存在する。 長野市以外の個人名義の土地の時価相当額は34,660千円（台帳価額として記載してある資産税課路線番号の金額で計算。平成21年正面路線価50,680円×683.9㎡。台帳ごとに特定の正面路線価から計算したものであり、各筆ごとに時価を計算しているわけではない）に達しており、早急に対応する必要がある。 長野市以外の個人名義の土地については、登記名義人（相続があれば相続人）に対して所有権移転登記手続請求をすべきである。 売買で長野市が取得しているにもかかわらず登記できないまま現在に至っている事態は書類の管理、保管、引継ぎなどに問題があると言わざるを得ない。</p> | <p>近接している土地の所有権移転登記日から判断すると、昭和36年頃当該施設の土地売買が行われている。 施設用地内の個人名義の土地については、売買契約はされたものの、何らかの理由で登記がされていないものと推定される。 今後、書類の所在の再確認及び、土地所有者等から事情聴取を行い、所有権移転登記を進める。</p> | <p>書類の所在の再確認を行ったが所在不明。登記簿等の調査により土地所有者等から事情聴取を行い、所有権移転登記を進める。</p> | <p>書類の所在の再確認を行ったが所在不明。登記簿等の調査により土地所有者等から事情聴取を行い、所有権移転登記ができるよう引き続き調査を進めている。</p> | <p>体育課</p> |